

返済不要!!

平成30年度 名古屋市奨学金

(高等学校給付型奨学金)について

趣旨

経済的理由によって修学が困難な方に対し、必要な学資を支給する制度です。

『就学支援金』(授業料補助)、
『奨学給付金』(愛知県の給付金)とは
異なる制度です。
あわせて給付を受けることが可能です。

支給対象

- ✓ 生徒本人及び保護者が名古屋市内に在住(※)していること
- ✓ 愛知県内の高等学校・中等教育学校に在学(※)していること
- ✓ 保護者等の市町村民税所得割額が非課税であること
(生活保護受給者は除きます)
- ✓ 学業その他の活動で努力が認められる者であること
(各校において学校長が推薦) (※平成30年7月1日時点)

支給人数 1・2年生 各1,000名(選考による)

支給額 年額 ●国公立 60,000円 ●私立 72,000円



平成30年度 名古屋市奨学金(高等学校給付型奨学金)の申請について

●支給人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1・2年生 各学年1,000名 合計 2,000名

選考により名古屋市教育委員会が決定します。

支給人数に限りがありますので、申請者全員に支給されるわけではありません。

●申請できる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次の1～3の全てを満たす生徒に支給します。

- 1 生徒及び保護者等(*1)が、平成30年7月1日(以下、「基準日」)現在、名古屋市内に住所を有する(住民登録がある)こと
- 2 生徒が、基準日現在において、愛知県内の高等学校等(*2)に在学していること
- 3 保護者等(保護者等が二人以上いるときは、その全員)の30年度の市町村民税所得割が非課税であり、かつ、基準日において、生徒が生活保護費のうち「生業扶助」その他高等学校等において修学するために必要な学資(名古屋市教育委員会が別に定めるものに限る。)(*3)の支給が行われていないこと

*1 原則、生徒の親権者であり、親権者がいない場合は主として生計を維持する者をいいます。(高等学校等就学支援金及び高等学校等修学支援事業費補助金のうち学び直しへの支援の所得確認の対象となる方と同一です。)

*2 高等学校及び中等教育学校の後期課程(いずれも通信制課程、別科・専攻科は対象外)をいいます。

*3 生徒に対する「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫等負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費です。

・生活保護世帯であっても、生徒について生業扶助(高等学校就学費)を受けていない場合は支給対象とします。

●一人あたりの年間支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

国公立 年60,000円、私立 年72,000円

在学する学校の国公立の別に応じ上記金額を支給し、転退学等の異動があった場合、申請時在学する学校の区分で支給額を決定します。

●支給回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

支給は対象生徒一人につき、年1回とします。(年間支給額を全額支給します。)

また、一人あたりの支給回数は、全日制3回、定時制4回を上限とし、支給を受けるにあたっては、毎年度申請手続きが必要です。

●留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

偽りその他不正な手段により当該決定を受けた、奨学生としてふさわしくない非行等が判明した場合、当該決定を取り消し、及び既に支給した奨学金を返還して頂きます。

●申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 申請方法

申請時に在学している学校を通じて申請し、各学校の指定する期間内に書類を学校へ提出してください。

2 提出書類

提出書類	該当者
① 奨学金支給申請書	全員
② 奨学金請求書 ※奨学生名義の預金口座が必要です。	全員
③ 振込口座の通帳のコピー ※銀行名・カナ氏名・口座番号のわかるもの (中表紙のコピー	申請時に奨学生名義の口座がない場合は、奨学金支給決定後(12月中旬ごろ)、銀行等で口座を開設し、②請求書と③その通帳のコピーを提出してください。
④ 「課税証明書」もしくは 「住民税納税通知書のコピー」または 「住民税特別徴収税額決定通知書のコピー」 など 平成 30 年度市町村民税所得割額がわかるもの ※保護者等全員分用意して下さい。 ※マイナンバーが付記されたものは不可 ※名古屋市の場合、「課税証明書」は「平成 30 年度市民税・県民税証明書」という名称で、市税事務所・出張所および区役所・支所の税務窓口で取得可能です。	以下の <u>いずれかに</u> 該当する方 ○高等学校等奨学給付金を申請していない方。(※1) ○奨学金支給申請書の同意事項欄に同意いただけない方。(※2)
⑤ 住民票の写し(申請者及び保護者等が記載されているもの) 平成 30 年 6 月 1 日以降に発行されたもので、マイナンバーの記載されていないもの ※外国籍の方も住民票が取得できます。	以下の <u>いずれかに</u> 該当する方 ○7 月 1 日以降に転校をした方。 ○奨学金支給申請書の同意事項欄に同意いただけない方。(※2)

*1 授業料以外の教育費のために、低所得(非課税・生活保護)世帯を対象に、返済不要な給付金を愛知県が支給する制度。

*2 高等学校等奨学給付金(愛知県から支給されるもの)を申請している方は、①の同意事項欄に同意いただくことで、原則、所得証明書類等の提出が不要となっております。

その他、追加で書類を提出していただく場合もあります。

●支給決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

申請書が提出された生徒につき、学校長は、学業その他の活動における努力が認められる者を名古屋市教育委員会に推薦をします。その後名古屋市教育委員会において選考により奨学生を決定します。結果については、12月中旬頃に学校を通じて申請者あてに通知します。

なお、選考の結果、奨学生とならなかった生徒の請求書等については、後日返却いたします。

●支給方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・支給が決定された生徒には、平成 31 年 1 月下旬頃、名古屋市教育委員会から原則奨学生名義の預金口座への振替により支給します。

よくあるご質問

〔他の奨学金との関係について〕

Q 1 高等学校等奨学給付金など、他の奨学金との併給は可能ですか。

A 1 制限はありません。高等学校等奨学給付金との併給も可能です。

〔保護者等について〕

Q 1 国内単身赴任であって、住民登録が名古屋市内でなければ、対象外となるのでしょうか。

A 1 保護者等の一方が単身赴任等で名古屋市外に住民登録がある場合、生徒と同居する保護者等が名古屋市内に住民登録があれば対象となります。

Q 2 基準日である 7 月 1 日現在は名古屋市内に住民登録をしていましたが、その後転居して現在は名古屋市外に住民登録しています。申請書は、現時点の住所を記入すればよいですか。

A 2 申請時の住所を記入してください。学校において 7 月 1 日時点の住所を確認させていただきます。転校等で 7 月 1 日時点の住所を学校において確認できない場合、住民票を提出して下さい。

Q 3 親権者である父親と別居していて、親権のない母親と同居・同一生計である場合には、どちらの所得を基準にするのでしょうか。

A 3 就学支援金の判断基準と同一ですので、親権の有無で判断し、実質的な監護関係によって判断はしません。(就学に要する経費の負担を求めることが困難な者を除きます。)

〔申請書について〕

Q 1 氏名が戸籍と異なる場合、申請書の氏名の表記はどのようにすればよいですか。

A 1 戸籍の氏名を記入してください。旧字、外国籍の方は登録名をお願いします。通称名を使用している方は、通称名を併記してください。なお、奨学生と認定された場合に奨学金の振込先となる預金口座の名義も、申請書の申請者氏名と合致している必要があります。

〔所得証明書類について〕

Q 1 所得証明書類の提出が必要な場合で、保護者の一方がもう一方の保護者の控除対象配偶者になっている場合は、1 名分の所得証明書類の提出で足りますか。

A 1 保護者等全員分の市町村民税の所得割額を確認する必要があるため、控除対象配偶者になっている場合でも、所得証明書類の提出は 2 名分必要です。

〔奨学金の振込みについて〕

Q 1 奨学金が振込まれる金融機関に制限はありますか。

A 1 三菱UFJ 銀行（名古屋市の指定金融機関）との間で口座振替が可能な金融機関であれば可能です。

■お問い合わせ：各学校または名古屋市教育委員会事務局学事課就学援助係（052-972-3385）